

※リース事業者の場合で、契約書に補助金相当の減額が明記されていない場合のみ

第11号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 様

<リース事業者>

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

<使用者(貸与先)>

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県次世代自動車インフラ導入費補助金
貸与料金の算定根拠明細書

標記補助金事業で申請している設備のリース契約においては、以下のとおり、リース料金総額から補助金相当額が減額されている旨、間違いありません。

1 設備名

--

2 交付を受ける補助金額(※1)

千葉県補助金額(A)		円
その他補助金額(B) (補助金名)	()	円
合計額(C)=(A)+(B)		円

(※1) 補助金額は既に交付決定を受けている金額を記載し、根拠資料(交付決定通知等)を添付してください。

3 リース料金の総額(消費税抜き)(※2)

補助金の交付がない場合 (ア)	補助金の交付を受ける場合 (イ)	差額(※3) (ウ) = (ア) - (イ)

(※2) 契約書にリース料金の総額について記載がない場合は、(リース料金の月額) × (契約月数) で総額(消費税抜き)を計算し、記載してください。

(※3) 「補助金の交付がない場合のリース料金の総額」と、「補助金の交付を受ける場合のリース料金の総額」の差額が、「2 交付を受ける補助金額」の合計額以上(ウ) ≥ (C) となっているか、県において確認させていただきます。

4 特記事項

--